

香川県教職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

香川県教育委員会教育長 工 代 祐 司

香川県教育委員会規則第8号

香川県教職員互助会設置規則の一部を改正する規則

香川県教職員互助会設置規則（昭和38年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、公立学校共済組合香川支部に所属する組合員である職員、互助会に使用される者（臨時に使用される者を除く。）及びこれらに準ずる者で香川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めるもの（以下「会員」という。）をもって組織する。</p> <p>(掛金)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与支給機関は、毎月給料又は報酬を支給する際会員の給料又は報酬から前項の掛金に相当する金額を控除して、これを会員に代って互助会に払込むものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、公立学校共済組合香川支部に所属する組合員である職員、互助会に使用される者（<u>これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。</u>）及びこれらに準ずる者で香川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めるもの（以下「会員」という。）をもって組織する。</p> <p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、規約の定めるところにより、毎月掛金を互助会に納入しなければならない。</p> <p>2 給与支給機関は、毎月給料を支給する際会員の給料から前項の掛金に相当する金額を控除して、これを会員に代って互助会に払込むものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。